◎新潟県告示第884号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和８年11月17日

新潟県知事　　花　角　　英　世

名　　称	所　在　地	廃　止　年　月　日
ドラッグさとう	村上市藤沢91番地５　アコス内	令和８年９月30日
公園前調剤薬局	五泉市村松甲2627番地５	令和８年９月30日
あたご調剤薬局	五泉市村松1288番地８	令和８年９月30日
ごせん薬局	五泉市太田459－３	令和８年９月30日
山岡歯科医院	佐渡市上長木358－２	令和８年10月13日